

## 令和2年 第5回市議会 定例会 議案概要

### 【議案第91号】 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されたため、再交付手数料に関する規定を削除するもの
- 公布の日から施行

### 【議案第92号】 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

- 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、関係規定を整備するもの
- 主な改正内容
  - ①家庭的保育事業所等が行う保育の終了後においても引き続き教育又は保育が受けられる場合の連携施設の確保を不要とする規定の追加
  - ②保護者の疾病等の理由により家庭での養育が困難な乳幼児に対する居宅訪問型保育の提供に係る規定の明確化
- 公布の日から施行

### 【議案第93号】 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例

- 穂波交流センター2階に穂波子育て支援センターを設置するため、名称、位置等について規定するもの
- 令和3年4月1日から施行

### 【議案第94号】 飯塚市交流センター条例の一部を改正する条例

- 穂波交流センターの耐震改修に伴い、各室の面積を変更するもの
- 令和3年3月1日から施行

### 【議案第95号】 飯塚市病院事業条例の一部を改正する条例

- 飯塚医療圏における救急医療体制を確保し、二次救急医療機関としての役割を担っていくにあたり、飯塚市立病院の外来診療について土曜日を休診日とし、救急診療体制を強化するもの
- 令和2年12月1日から施行

### 【議案第96号】 契約の締結(二瀬交流センター建設工事)

#### ○二瀬交流センター建設工事

- ・契約金額 350,060,700円
- ・受注者 赤尾・西特定建設工事共同企業体  
代表者 飯塚市新飯塚19番26号  
株式会社赤尾組  
代表取締役 赤尾 嘉則

(関係法令) 地方自治法 第96条第1項第5号  
飯塚市議会の議決に付すべき契約に関する条例 第2条

**【議案第97号】 指定管理者の指定(飯塚立体駐車場)**

○飯塚立体駐車場の管理運営に係る指定管理者の指定

- ・ 指定管理者 福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号  
太平ビルサービス株式会社  
代表取締役 狩野 伸彌
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)  
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

**【議案第98号】 指定管理者の指定(街なか子育てひろば)**

○街なか子育てひろばの管理運営に係る指定管理者の指定

- ・ 指定管理者 飯塚市鯉田1666番地23  
特定非営利活動法人 つどいの広場いづか  
理事長 林 京子
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)  
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

**【議案第99号】 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)**

○サン・アビリティーズいづかの管理運営に係る指定管理者の指定

- ・ 指定管理者 飯塚市柏の森956番地4  
特定非営利活動法人 いづか障害児者団体協議会  
理事長 吉良 安子
- ・ 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)  
(関係法令) 地方自治法 第244条の2第6項

**【議案第100号】 市道路線の認定**

○認定の理由と内容

- |             |     |        |
|-------------|-----|--------|
| ・ 開発帰属に伴うもの | 1路線 | 208.5m |
| ・ 寄附採納に伴うもの | 7路線 | 383.1m |

(関係法令) 道路法 第8条

**【議案第102号】 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること**

○人権擁護委員の推薦 1名(令和元年11月23日失職1名)

(関係法令) 人権擁護委員法 第6条第3項

**【決算認定議案】**

認定第1号～第12号

令和元年度 飯塚市一般会計、特別会計 歳入歳出決算の認定

認定第13号～第16号

令和元年度 飯塚市水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計、飯塚市立病院事業会計 決算の認定

**【報告第22号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)**

専決第21号～第24号(令和2年8月3日専決)

- 市営住宅使用料の滞納者4名に対して福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するもの
- 請求の内容
  - ・市営住宅の明渡し
  - ・未払市営住宅使用料の支払
  - ・賃貸借契約解除の日から明渡しの日までの損害金の支払
  - ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

**【報告第23号】 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料請求事件))**

専決第25号(令和2年8月3日専決)

- 市営住宅使用料の滞納者1名に対して飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したもの
- 請求の内容
  - ・未払市営住宅使用料の支払
  - ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

**【報告第24号】 専決処分の報告(支払督促申立てに対する異議申立て(市営住宅使用料等請求事件))**

専決第26号(令和2年8月3日専決)

- 市営住宅使用料等の滞納者1名に対して飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行ったところ、相手方から督促異議申立てが行われたことにより、民事訴訟法第395条の規定により訴訟手続へ移行したもの
- 請求の内容
  - ・未払市営住宅使用料等の支払
  - ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

**【報告第25号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)**

専決第27号～第31号(令和2年8月3日専決)

- 市営住宅使用料の滞納者5名に対して、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てるもの
- 申立ての内容
  - ・滞納市営住宅使用料の分割支払
  - ・今後の市営住宅使用料の納期順守
  - ・分割納入を2回怠った場合又は市営住宅使用料の支払を通算して3月以上怠った場合、市営住宅の明け渡し及び市営住宅使用料の一括支払

**【報告第26号】 継続費精算報告書の報告(令和元年度飯塚市一般会計)**

(関係法令)地方自治法施行令 第145条第2項

**【報告第27号】 令和元年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告**

○健全化判断比率

- ・実質赤字比率 実質赤字額なし
- ・連結実質赤字比率 連結実質赤字額なし
- ・実質公債費比率 5.2%
- ・将来負担比率 17.3%

○公営企業の資金不足比率

- ・水道事業会計、工業用水道事業会計、下水道事業会計
- ・飯塚市立病院事業会計
- ・地方卸売市場事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、工業用地造成事業特別会計

全会計とも資金不足額なし

(関係法令) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条、第22条